

知財法務の勘所Q&A（第61回）

SEP¹紛争に関する近時の動向



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
弁護士 出野 智之

Q1 日本では、SEP紛争に関してどのような議論がされてきたのでしょうか。

A1 2014年5月にアップル対サムスン事件の知財高裁判決・決定²が示され、それ以降、公正取引委員会、特許庁、経済産業省からSEP紛争に関連する指針等が示されてきました。近時では、2022年3月に、経済産業省が「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」を策定しており、同年6月には、特許庁が「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を改訂することを予定しています³。

第1 SEP紛争が注目される背景

SEP紛争は、以前は、移動体通信、画像コーデック、光ディスクといった特定の技術・製品分野の中での紛争が中心でした。これに対して、近時は、モノのインターネット（IoT）の普及に伴い、製品分野を跨ったSEP紛争も散見されるようになりました。例えば、コネクテッドカー（つながる車）の出現を受け、通信規格のSEPの権利者がカーメーカーを提訴する事例も生じています。

このような状況の下、今後もSEP紛争が増加していくことが予想されており、SEP紛争を円滑に解決する手段を検討する必要性が高まっていると言われています。

第2 SEP紛争に関する日本でのこれまでの議論

SEP紛争に関する日本でのこれまでの主な議論として、以下が挙げられます。

- 1 標準必須特許（Standard Essential Patent）。標準規格の実施に不可欠な特許。
- 2 知財高裁平成 26年 5月16日判決・決定（平成25年（ネ）第10043号、平成25年（ラ）第10007号、平成25年（ラ）第10008号）
- 3 本稿執筆時点である2022年6月20日には、改訂版はまだ公表されていません。